

環循適発第 1808101 号  
環循規発第 1808101 号  
平成 30 年 8 月 10 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
（公印省略）

廃棄物規制課長  
（公印省略）

平成 30 年 7 月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）

平成 30 年 7 月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年環境省令第 16 号。以下「特例省令」という。）が、平成 30 年 8 月 10 日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 制定の趣旨

平成 30 年 7 月豪雨の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それらの中には、家屋等の損壊により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものである。

### 第二 制度の内容

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において平成 30 年 7 月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにより、法第 8 条第 1 項の許可を受けないで、当該安

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機  
燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化  
ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、  
四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、シス—  
・二ジクロロエチレン、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリ  
クロロエタン、一・三ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカ  
ルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四ジオキサン及びダイオキシ  
ン類

② 有機性の物質

③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたもの  
若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去さ  
れた石綿

ア 石綿保温材

イ けいそう土保温材

ウ パーライト保温材

エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石  
綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた安定型産業廃棄物について、安定型  
産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工  
作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合  
における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方  
法」（平成 10 年環境庁告示第 34 号）を参考にされたいこと。なお、(3)③の「当  
該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含むこと。

### 3 特例安定型最終処分場に係る維持管理基準等について

特例安定型最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業  
廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用されるこ  
と（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定め  
る省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 2 条第 4 項）。また、当該処分場の設  
置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該  
施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一  
般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要があること（規  
則第 12 条の 7 の 18）。

### 4 特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物に係る処理基準について

特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理  
基準が適用されること（令第 3 条第 3 号）。

### 5 特例省令の有効期間について

本特例省令は、平成 32 年 7 月 31 日に失効すること。そのため、特例省令の失効後、  
特例安定型最終処分場を法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の届出に係る一般廃棄物の埋立処  
分の用に供する場合には、法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける

平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する  
環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令  
(平成 31 年 1 月 22 日公布・環境省令第 2 号)

平成 31 年 1 月  
環 境 省  
環境再生・資源循環局

1. 改正の趣旨

- 廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者が、一般廃棄物のうち産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものとして環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、都道府県知事に事前に届出をすれば、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設とみなし、一般廃棄物を処理することができることとされている（非常災害時は、処理開始後、遅滞なく届け出れば足りる。）。そして廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項においては、地下水汚染防止等の措置が講じられている一般廃棄物処理施設と同様の性状を有する管理型最終処分場の設置者に限り、上記届出により当該施設を一般廃棄物処理施設とみなすことができることとされている。
- そのため、現行制度上、平成三十年七月豪雨において大量に発生した災害廃棄物（一般廃棄物）のうちコンクリートくず等を安定型最終処分場において埋立処分する場合には、通常、一般廃棄物処理施設の設置に関する都道府県知事の許可が必要である。
- しかしながら、今回の豪雨により、被災地域においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらを迅速にかつ適切に処理する必要がある。
- そこで、「平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年 8 月 10 日公布・環境省令第 16 号）」（以下「特例省令」という。）においては、安定型最終処分場の設置者が、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合について、当該処分場において、平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物のうち、有害物質等を含む廃棄物が付着・混入しないよう適切に分別等の措置が講じられたもの（適切に分別されたコンクリートくず等）を処理する場合に限り、都道府県知事に届出をすることにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができることとする特例措置を講じている（有効期間は平成 32 年 7 月 31 日まで）。
- 今般、被災自治体からの要望等により特例省令の対象となる地域の範囲を拡大する必要が生じたことから以下のとおり改正することとする。

○環境省令第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）を実施するため、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十二日

環境大臣 原田 義昭

平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成三十年環境省令第十六号）の一部を次のように改正する。

廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一〇七（略）

八 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

イ 平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（岐阜県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県又は佐賀県の区域内において生じたものに限る。）

ロ・ハ（略）

廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一〇七（略）

八 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

イ 平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内において生じたものに限る。）

ロ・ハ（略）

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。